

沖縄県からの植物の持ち出しについて

沖縄など南西諸島に発生している病害虫のまん延防止のため、法律により一部の植物は、県外への持ち出しが規制されています。

県外に持ち出せない植物



県外に持ち出せる植物



上記の植物は一例です。サツマイモは蒸熱処理をすれば、カンキツ・ゲッキツ等は検査に合格すれば持ち出せますが、必ず事前にお問い合わせください。

那覇植物防疫事務所 098-868-1679
那覇空港出張所 098-857-0054

平良出張所 0980-72-2433
石垣出張所 0980-82-2312



サツマイモ等は 久米島・津堅島 への持ち込みが規制されています！

- ・サツマイモの害虫であるアリモドキゾウムシが、平成25年4月に久米島から、令和3年4月28日に津堅島から根絶されました。
- ・再侵入を防ぐため、法律により以下の植物（一例）は、久米島、津堅島への持ち込みが規制されています。

久米島・津堅島に持ち込めない植物



この他に、アサガオの仲間

- ※ これらの植物の加工品や種子は、自由に持ち込めます。
- ※ サツマイモ（紅イモ含む）は、個人用途に限り蒸熱処理を行えば持ち込めますが、必ず事前下記へお問い合わせください。

アリモドキゾウムシとは …



- ・世界各地の熱帯・亜熱帯に分布。
- ・サツマイモが幼虫に被害されると、異臭と苦味が出て、食用はもちろんのこと、飼料としても用いることができなくなる。

☎ 那覇植物防疫事務所 098-868-1679
那覇空港出張所 098-857-0054

久米島赤土流出防止対策協議会からのお知らせ

農家が手間や費用をかけた良い土壌は、貴重な資源です。それが大雨で流されないよう一緒に守っていきませんか？当協議会では畑からの赤土等流出防止対策について現場確認を行い農家と相談の上、各農地にあった対策方法を決めていきます。

お困りごとがあれば、下記までお気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先：
久米島赤土流出防止対策協議会
(役場 産業振興課内)
☎985-7134

【対策事例1】



赤土流出防止板の設置

【対策事例2】



赤土流出を防ぐベチバーの植栽

久米島版DMO推進協議会 事務局員の紹介



こんにちは！令和3年6月より一般社団法人久米島版DMO推進協議会に採用されました、仲泊出身の山里いずみです。これまでは食品製造の立場で観光産業に関わってきました。

その経験を活かしつつ、久米島町の物産品や地域資源の魅力を改めて学びなおしながら、事務局長の和田とともに久米島が全島テーマパークとなるよう、島民、島内関係団体皆様のお手伝いをしていこうと思います。どうぞ宜しくお願いいたします！

【今年度活動予定】

- 「令和3年度久米島観光プロモーション事業」
 - ・教育旅行について台湾、沖縄、大阪、東京を対象にアンケート・モニターツアーを実施。
 - 久米島町の観光資源（物産品含む）の検証。
 - ・インバウンドでは豪州マーケットを対象としてアンケートやモニターツアーを実施。
 - アンテナショップ開設により誘客を促進する。
- 「訪日グローバルキャンペーン等に対応したコンテンツ造成事業」
- 「SNSによる久米島ブランド構築広報活動」他